答 弁 第 一 五 号平成二十二年八月十日受領

内閣衆質一七五第一五号

平成二十二年八月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出公務員獣医師不足に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出公務員獣医師不足に関する質問に対する答弁書

一について

衛生分野の公務員獣医師等を目指す大学生に対する修学資金の給付に加え、 受けた者の多くが小動物診療分野を選択していることから減少傾向にあると考えている。このため、 を深めてもらうための説明会等の実施を行っており、 の大学生に対する家畜衛生分野及び公衆衛生分野における実習研修、 獣医師のうち公務員である者(以下「公務員獣医師」という。)の新規参入は、 今後ともこれらの対策により公務員獣医師の確保に これらの分野に関する行政への理解 獣医師を養成する学部 新規に獣医師の免許を ・学科 家畜

一及び三について

努めてまい

りたい。

員獣医師について、 的に公務員獣医師を確保していく観点から、現行の対策を適切に実施するとともに、家畜衛生分野の公務 傾向があること等により地方において公務員獣医師が不足する懸念があると考えている。このため、 地方公共団体に勤務する公務員獣医師の確保の状況に関しては、 現在、 農林水産省において検討中の獣医療法 (平成四年法律第四十六号) に基づく新 獣医師が大都市部への居住を指向する 全国

たな 「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を早急に取りまとめることとしている。その

に即した都道府県計画を策定し、地域の実情に応じつつ当該計画に定める獣医師の確保に関する目標や診

上で、地方において家畜衛生分野の公務員獣医師を確保していく観点から、

都道府県に対し、

同基本方針

療上必要な技術の研修の実施を実現するための取組を行うよう促すこととしている。